

# 兵庫県病院薬剤師会東神戸支部会則

## 第1条（名称）

本会は兵庫県病院薬剤師会東神戸支部という。

## 第2条（事務局）

本会事務局は支部長所属の病院・診療所に置く。

## 第3条（目的）

本会は兵庫県病院薬剤師会（以下兵病薬）と連携し、会員の倫理的及び学術的水準を高め、病院診療所薬剤業務全般の進展を図ると共に、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 学識及び技術の向上に関する事項
2. 医薬品の安全性の確保に関する事項
3. 薬剤業務の情報交涉及び連絡に関する事項
4. その他、支部長が役員会の承認のもと必要と認める事項

## 第5条（会員）

本会は兵病薬会員であって、東灘区、灘区、中央区、洲本市、南あわじ市、淡路市の病院、診療所、介護保健施設等に勤務する薬剤師をもって構成する。

## 第6条（会費）

本会の会費は役員会に諮り総会で定める。

## 第7条（役員と職務）

本会は会務遂行のため次の役員を置く。

1. 支部長（会務の統括） 1名
2. 副支部長（支部長の補佐及び職務代行） 1名
3. 幹事（会務の遂行） 若干名
4. 会計（会務の経理） 1名
5. 監事（会務及び会計の監査） 1名
6. 顧問（会運営の相談） 若干名

## 第8条（役員の選出と任期）

役員の選出は下記の方法による。

1. 支部長及び監事は総会において選出する。
2. 副支部長及び幹事は支部長が委嘱する
3. 会計は、支部長が幹事から指名する。
4. 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

## 第9条（会議と総会）

1. 会議は総会と役員会とする。
2. 総会は毎年1回、役員会は必要に応じ支部長が召集する。
3. 総会の議長及び議事録署名人は出席会員中より選出する。
4. 総会の承認及び議決は出席会員の過半数による。

## 第10条（会計）

1. 会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。
2. 本会の経費は会費、臨時会費、その他の収入をもって充てる。
3. 会計報告は総会において会計が行う。

## 第11条（弔慰）

1. 会員自身にご不幸の連絡があれば、弔電を打つ。弔電は、兵病薬会長名と支部長名の2通出し、兵病薬会長名は本部に請求し、支部長名は支部が負担する。
2. 会員にご不幸があれば、本部へ連絡する。
3. 兵病薬会則に従う。

## 附則

1. 本会則は1998年7月31日より実施する。
2. 本会則の変更は総会において、その過半数の賛成により決定する。
3. 2020年度より本会事務局は、本会則第2条より下記に置く。

〒651-0073

神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番1号

神戸こども初期急病センター 薬剤部内 TEL 078-862-6075(代表)